

近江商人の發生とその發展に就いて (下)

福尾 猛市 郎

五

近世に於ける近江商人の營業形態はこれを三つの類型に分つて考へることが出来る。然してこれ等の形態の中何れが最も強調されてゐるかによつて、近江商人の發展段階は矢張りこれを三者に分ち得るのである。

その第一は行商である。「江州あきんど、天秤千兩」たとか、「近江の千兩棒」なる諺は、近江商人が天秤棒を肩に擔うて上方の製品を地方民衆に賣歩き、地方の物資を上方に運び、或は地方より地方への行商を爲し、その間多大の利潤を獲て以て巨富を致すを常としたことを言表したものである。かゝる行商こそ、近江商人の營業法の基本的形態をなすものであつて、徳川時代を通じて見られる特徴であるが、店舗による營業よりも行商に主力を注いだといふ點では、徳川初中期を特色づけるものといひ得る。彼等にして後世産を成せるものは、殆んど例外なくその初代二代等に於て主人自ら行商に従事したことを傳へてゐるのである。また蒲生郡櫻川村野口忠藏、西櫻谷村矢尾喜兵衛、八幡町谷口兵

左衛門、神崎郡南五箇莊村外村與左衛門等の諸家には夫々祖先の用ひた行商用の諸道具を家寶として殘して居り、淡海高等女學校にも行商用具を一揃ひ所藏してゐる。^① 商業發達の程度や貨物輸送の方法の幼稚であつた當時には、行商が最も適當な營業法であつたのである。

第二は出店による營業である。行商によつて或る程度の資本を蓄積すれば、彼等は多くの顧客を有する地方に所謂出店、即ち支店を設け、これをいはゞ出城として近江の本據と連絡を保ちつゝ、商業の發展を企圖したのである。八幡地方には「日野の千兩店^{だな}」といふ諺があつて、これは日野商人には千兩位の資本で開業した小店が多いことを意味してゐる。小出店を澤山設けるのは日野商人の特色である^②。ことは否めないけれども、大小の差こそあれ、近江商人が出店を設け、これを夫々の小地方の中心として營業したことは一般に通ずる現象である。これを一つの類型として考へる場合第一の行商に對立する營業形態となり、これを發展段階の上から考へる場合は行商の次に位するものとなる。勿論行商と出店による營業を併行して行ふことや、出店を中心として行商することもあるが、かゝることも右の命題を妨げない。なほ出店による營業は徳川初期より江戸、京都、大阪等にこれを行ふものもあるが、概して中期以後に著しく、日野商人に於いて特に然りである。^③ これは地方に於ける經濟發達の程度に順應したものととして當然といへる。

第三は金融業である。右の二者の商業的なるに對してこれは近江商人の本質より稍脱化した感があ

る。行商と出店によつて近江商人は大なる資本を擁するに至るのが常であつたが、この事實はその巧妙、敏活なる商才と共に世人の嫉視を受け、徳川中期以降になつて「近江泥棒、伊勢乞食」なる諺の普及によつて、廣く世人に批評された。これは伊勢商人の退嬰的なるに反して、近江商人の積極的にしてかつ大資本を動かすことを寓言したものと考へられる。即ちこの諺には彼等の金融方面に於ける狡猾なる利殖法が意味されてゐるとすることが出来る。事實彼等には質屋、金貸等の店を設けるもの、かゝることを兼業とするもの等あり、また大多數のものは大名貸をなし、諸種の名目金を利用したりして、金融資本家としても世に雄飛するに至つた。これは類型的には商業に對立するものであり、發展的には第三次の段階であり、時代に就いていへば徳川末期を特色付けてゐるものである。

近江商人に於ける右の三者の類型乃至段階は、個別的には徳川全時代を通じて、同時に見られる現象であるが、これ等の特徴的に觀察し、或は近江商人全體を通じて考察するとき、行商は豊臣時代から徳川初中期に著しく、出店の開設は徳川中末期に最も多く、その大資本を擁して金融方面にも繁盛したのは、徳川末期にあるといふことが出来る。

なほ近江商人の分布地域と夫々の特色に就いて一瞥を加へて置かう。彼等は廣く國內より出でゝゐるけれども、湖東地方を主とし、その中湖東中郡とて蒲生、神崎、愛知の三郡地方がその本場とせられた。(中郡は固定した意味を持たないが、通常この三郡をいふ。)更にこれらの中に近江商人の三中

心地と稱せられる土地がある。即ち一は蒲生郡八幡であり、一は日野及びその近在であり、一は神崎郡五箇莊である。其等の中八幡は蚊帳、布、壘表等の製造販賣を主とし、日野は酒、醬油の地方に於ける醸造、それに加ふるに賣藥を以て聞え、五箇莊は呉服、布、綿等を商ふものが多い。尤もこれらの類別は特徴的なものを舉げたに過ぎないことはいふまでもない。次に商人の數からいへば、八幡及び五箇莊は少數の大商人が廣く活躍したのに對し、日野は比較的小商人が多數に出た。また營業地或は勢力範圍ともいふべきものを見るに、日野は關東地方を主とする東國の田舎に隱然たる勢力を有してゐるのに反し、他の二者は江戸、大坂、京都、名古屋等に店を持ち、都會を中心としてゐる特色がある。

是等三中心地の外、諸所に小中心があり、長濱大溝等は見るべきものがあるが、愛知郡湖岸の寒村薩摩柳川にも特記すべきものがある。即ち薩摩柳川は村高の諸村に比して小村であり、戸口も非常に少ないに拘らず、兩村の北海道の開發に盡した功績は大なるものがあり、北海道各地の漁場を請負つてゐたもの二十餘家に及んでゐた。

六

これより愈々具體的に近江商人の發展に就いて叙述せんとするのであるが、近江商人全體を念慮しつゝ説明することは殆んど不可能に近い。何故なれば近江商人の諸集團は前記の三段階の共通性以外

にこれを全體としての連關に於いて考察することが出来ない程に各集團に於て獨立的であり、特徴的であるからである。故に吾人は以下近江商人の代表として八幡商人の發展過程を述べることゝしたい。

八幡町は先に言つた如く、天正十三年閏八月、羽柴秀次が秀吉によつて八幡山に封せられ、直領二十萬石、補佐の諸大名に二十三萬石を與へられ、安土山下町をその城下に移して八幡山下町と稱したことに起原を有する。その翌年六月城下町の完成を見たためか、秀次は安土の例に倣うて城下町を樂市たらしめ、諸役を免する等、十三箇條より成る掟書を下したのである。けれども天正十八年七月には秀次尾張に去り、その跡へ來た小封の京極高次も文祿四年には大津へ轉じて、此處に町は城下町の實を失ひ、爾來獨立自營の純然たる商業都市と化したのである。而も八幡城のため、全く人爲的に營造された町であるから、地理的環境は無視され、自立の都市としてその條件は著しく悪かつた。例へば土地は低濕であり、町の大半は用水出でず、近村にこれを仰ぎ、樋筋によつて各戸に引入られねばならぬ状態であり、秀次の開鑿した長い運河の維持には屢々これを浚深せねばならぬ有様であり、また町内に於ける商業によつて町民が自立し得るにはあまりにも脊地の狭い町であつた。それにも拘らず、徳川時代を通じてその繁榮が保たれたのは、全く町民が全國的に商業したその資に外ならない。然らば、町民の生活根據とした商業は何であるかといへば、その主要なものは蚊帳の製造販賣である。

近江に於ける蚊帳業の起原に就いてはこれを明らかにし得ないが、通常云はれる如き慶長時代に始まる^⑤といふ説は首肯出来ない。長命寺文書の天文弘治頃の結解狀の斷簡に二ヶ所ばかり、九里氏の若衆が何名か蚊帳棹を取りに來たので、その食事には一升五合を一は六升の米を支出したことを記してゐる。^⑥九里とは八幡の隣村金田村を中心として勢力あつた戰國の豪族であるが、蚊帳を吊る棹にせよ(中世の蚊帳は棹を通して吊つた如く、棹を附屬せしめた)又は蚊帳製造に關する何らかの用具としても多數の棹が必要されたと考へられるのはこの地方に蚊帳業が相當發達してゐたためと思はれる。

次に取上げられる問題は安土總見寺に狩野永徳筆にして安土城に用ひたと傳へる繪馬を所藏し、これに蚊帳の描かれてゐることである。これは一人の壯夫が可成り長い棒を垂直に片手に立て、片手に箕を持ち上げ、その後には籠が捨てられ、側に蚊帳の吊られてゐるもので所謂さとり繪である。その意味は凡そ物事は偽を云はず(言を左右にするのを籠を使ふといふ)正直にして稼げば身を持上ぐるのだといふ。然る場合蚊帳は稼ぐといふことに連關して考へる外なく、當地方の産業を表はしたとしないで解せられない。即ち箕によつて農を蚊帳によつて商工を表はし、これらの共に並行的に奨励されるべきことを意味したとすべく、信長の經濟政策を面白く窺ひ得るのである。兎も角蚊帳は手工業的産業と解せねばならないが、而もその色が萌黄色であることは實に近江蚊帳の特色に一致するではないか。八幡劔町以前よりこの地方に蚊帳の製造業の發達してゐたことは何れにしても否めない。

八幡の近在では徳川時代を通じて町民や農村の内職として麻糸を繰に操り、或はこれを織り、又は縫ふ等の分業を行つたもので、記録の上でも中期以前のもを殘してゐるが、この形態は推して戰國時代に遡ることであらう、さうして生産された品は近國に行商されてゐたとすべきである。かく斯業の下地が築かれてゐたればこそ、徳川初頭より廣く全國に活躍した八幡商人は何れも當時未だ民衆に普及してゐなかつた蚊帳を取扱つて全國の需要の大部分を充すまでの生産能力を發揮し得たと考へられるのである。先に近江商人の出店は徳川中期に著しいことを云つたが、八幡商人は他に卒先せる感があつて、例へば西村太郎右衛門の安南渡航の如きは他地の近江商人にはその徴すべきものがない。従つて出店の開設も初期より相當にあり、就中江戸城下との關係の調査は最も興味深いものである。

江戸の中心街たる日本橋附近の商業都市としての完成は元和・寛永頃と考へられてゐるが、八幡商人もその頃より日本橋通に多くの店舗を設けてゐるから、江戸の草分けに關係したといへる。日本橋の正面に店を構へて現に盛業せる西川甚五郎店は同家にては元和元年の開店と傳へ、徳川中期頃隆盛を極めた西川利右衛門は正保元年に通二丁目に開舗、嘉永頃には没落したが明治二十五年迄營業し、世繼喜右衛門は矢張り徳川初期に通一丁目に出店を設け幕末時代まで繼續した。就中代々八幡町の富豪にして中心人物たりし伴庄右衛門、同傳兵衛兩家の店は寛永頃より通一丁目に開業して最も繁盛した。また明治十五年閉鎖した曾我石三郎兵衛の店は元祿初年に通四丁目(現三丁目)に開かれた。最も

古い開創の家記に見られるのは中村久兵衛の日本橋上楨町への出店で慶長年間である。右は何れも徳川初期に於ける例であるが、起原の不明及び中期のものを加へれば、なほ十數家を増すものであり、その中には夙く没落して調査不能の家の名も記録に現れる。彼等は何れも申合せた様に蚊帳商賣を主としたもので、傍ら疊表、小間物、綿、荒物等をも兼業するのが常であり、その營業法は出店に據り乍らもなほ行商を併用してゐるのは注目に値する。然して彼等のかゝる活動振りを最も如實に描寫してゐるのは守貞漫稿である。同書卷六生業蚊帳賣の項に

近江ノ富賈ノ江戸日本橋通一丁目等其他諸坊ニ出店ヲ構フ者アリ。専ラ近江産ノ疊表、蚊帳等ノ類ヲ賣ル店也。此店ヨリ手代ヲ賣人ニ市街ヲ巡ラシム。蝸ハ雇夫ヲ以テ擔フ也。其扮圖ノ如ク、二人ノ菅笠雇夫ノ半天及蚊帳ヲ納ル紙張ノ籠トモニ必ズ新製ヲ用フ。又此雇ニハ専ラ美聲ノ者ヲ擇ブ。雇夫數口習_レ之テ後ニ爲_レ之。賣詞「萌黃ノカヤア」、僅ノ短語ヲ一唱スルノ間ニ大略半町ヲ緩歩ス。聲長ク呼ブコト如此也。

といつてゐる。京都及び大坂等にも徳川初期から數人の大商人が進出して居り、蚊帳の外に諸地方の物産にも力を注いでゐた如くである。即ちその主とする所は持上り品の販賣にあるが、かゝることよりも近江商人の本質は東國地方に於ける活躍にあるであらう。

奥羽地方への進出は一部日野商人の蒲生氏郷に従つて會津に赴いたのを始めとして、八幡商人も活動したがその詳細は不明である。出店による營業は寛文元祿の頃になれば稍々明らかで、梅原治郎兵

衛は仙臺大町に呉服屋を營み、西谷善太郎、同善九郎等は山形・福島等に呉服太物の店を設け、兼て同地方の物産紅花を獨占的に購入してこれを上方に運んだ。奥羽地方に於ける活躍は中期に入つて愈々顯著となる。

北海道方面へは敦賀より海路によつて赴くのが普通であり、風波の難などのない限りは、凡そ十日前後の短時日で松前に着くのであつた。^⑨この地方の漁業に發展したのは薩摩、柳川と八幡の商人に限られてゐたもので、八幡では岡田彌左衛門、西川傳右衛門等が最も早く進出した。松前にては前者を惠比須屋、後者を住吉屋といふ。中期以後の記録によれば、岡田は小樽、室蘭、古平、利尻、禮文、幕末には更に幌別、繪鞆等の漁場をも獨占し、西川は忍路、高島、歌棄、磯谷、其他を獨占した。^⑩

七

徳川初期より中期への交にかけて、八幡蚊帳の生産方法に早くも工場制手工業的なものが見られることになつた。井原西鶴の織留本朝町人鑑(元祿七年刊)卷一ノ四、所は近江蚊帳女才覺の項がそれである。本書の著作年代はその次の項即ち卷二の初めに「今元祿二年の初春」云々とあることによつてその頃の筆になること明らかである。

そもく近江蚊屋の出所は八幡の町より仕出して是諸國に廣まれり。中にも扇子屋といふ人むかしはすこしの酒片見世に米商賣しけるが、^{○中}略 其家富貴に成時は諸事吹付けるやうに心涼しく扇に家の風ぞかし。其後は江州の布

高宮買とりて國々に出見世、殊更京都四條東の洞院の店には毎年縞布ばかり千駄づゝ賣拂ひける。疊の表は大坂に見世出し、次第に大商人と成ぬ。是より年々仕出しの蚊屋何程といふつもりなきに世界の廣き事おもひやられる。毎日蚊屋縫女八十人餘、乳縁付る女五十人、大廣敷にならびたるはさながら是女護の鳥のごとし。されども是程の中に都めきたる娘はひとりもなかりき。玉に疵、すぎに出尻、たげが口の廣さ。朝夕の食車とて飯櫃にくるましかけて、六尺三人引てまはり、手盛の杓子百足のあしのごとし。鞍馬毘沙門もかゝる臺所をまもり給ふべし。○中
しかじ一人のはたらきにして數百人をはごくむ事大かたならぬ慈悲ぞかし。

かゝる記述の常として可成りの誇張のあることは免れないが、全然無根のことゝも思へない。即ち當時八幡の伴傳兵衛、同庄右衛門、同彦四郎の諸家共に扇屋の家號で聞え、就中伴庄家にあつては八幡商人の重鎮であつた。従つて右の話も同家のことを云つたと考へられるのである。この記述は蚊帳生産の分業たる総を作ることゝ、織ることに就いては觸れてゐないので、凡ての生産過程が同一屋敷内で作られたかに關しては疑問があるが、蚊帳を仕上げるについての幾何かの過程が、かく大規模になされたことは注目に値する。

然し、前にもいつた如く、徳川時代を通じて蚊帳製造の分業は町内及び近村の家内工業によつたのが通常であつて寶永頃の織屋組合交名あはせには千數十人が名を列して居り、町内に総屋、織屋等の分業を物語る屋號が相當あり、蚊帳紺屋仲間とて蚊帳染専門の商業②があり、また蚊帳屋仲間の記録中に屢々操賃、織賃、染賃などを規定したものゝあることによつて明らかである。なほ原料たる麻はもと高宮

のものなど國內で辨じたといはれてゐるが、遅くも寛永頃よりは越前福井の綴間屋から多量に買入れるに至り、幕末時代には越中高岡からも來る様になつた。

蚊帳商人の數も徳川中期に入つて非常に増加した。これは蚊帳の使用が地方民衆に廣く普及するに至つた結果と考へられる。徳川初期は中世の座の形態が解消されたといつても、私的な結成として仲間的なものが成立してゐたことは想像出來るが、此の事は八幡の蚊帳屋仲間^⑩に就いても云ひ得る。即ち寛永時代蚊帳問屋の間で惠比須講なるものが結ばれ、毎月一回懇親的な會合を持つたもので、寛永十六年十一月付の結講當初の帳面と思はれるものを殘してゐる。この帳面は寛永より享保に至る會合及び申合の記録を收めてゐるが、承應三年より蚊屋^{かや}仲間の申合なるものがあつて、蚊帳販賣法を規定せるを始め、承應四年には蚊帳染賃の事、元祿十年には猥りに仲間員を増さざること、寶永五年には仲間極直段による販賣を嚴守すべきこと、正徳四年には京都賣は所定の問屋に對する外直賣^{せきうり}せざること等々の規約を記してゐる。即ち徳川初期より既に私的な仲間は成立してゐた譯である。然して講員即ち仲間人の數の推移を見るに、屢々脱員のまゝの申合をしてゐるため、決定的ではないが、寛永十六年は十七人、承應年間は十四人とすべく、元祿年間も同數、正徳二年に二人を増して十六人となり、享保五年には三人脱退して十三人となつてゐる。

元祿時代より江戸及び大坂に十組問屋仲間が成立するなどの商業に於ける統制的傾向に刺戟され、

蚊帳仲間も當時の代官金九又左衛門より書類を吟味されて株を公認せられたが、降つて寶永三年十一月には東都に獨占的な勢力を有した彼等は江戸の町年寄の詮議によつて江戸町奉行より蚊帳問屋を認められたといつてゐる。

其頃より仲間のものに非ずして私かに蚊帳を商ふものが簇出するに至り、享保十七年閏五月、十三軒の間屋仲間との間に訴訟事件を起したが、同年十一月仲間外營業者二十二軒は新たに仲間に加へられる代りに諸事從來の間屋仲間の支配を受けて商賣することに裁決され、此處に古組と新組の二種の仲間が成立した。然るに其後も蚊帳の需要はまだく旺盛となつたと見え、八年後の元文四年にはまた仲間外十二軒に關して訴訟事件の結果、彼等も古組の差圖を受ける條件を以て仲間に加へられ、これを新々組と稱した。即ち此處に於て蚊帳仲間は古組、新組、新々組の三組にて計四十七軒より構成されることになり、これを一に蚊帳三組仲間とも稱した。

この頃から凡ゆる商賣に仲間の組織が非常に鮮明に表はれ來り、仲間外のもものが、新しく商賣することは困難となる傾向を生じたが、このことは代官所の公認を得ることによつて愈々強い實行力を持つたのである。従つて蚊帳三組仲間にあつてもその株は絶對に増加されないことになつたが、同時にこの事實の裏面には既に此頃には、近江蚊帳の需要がその最盛期を過ぎ、精々保守的となつて來たことをも意味してゐる。即ち寛保元年及び寶曆九年には町觸によつて仲間外の蚊帳商賣を禁せられたこ

と、寶曆十年には同様の町觸によつて家別印形が取られたことは、共に仲間から代官所に運動して出された觸であつたが、同業者の出現が仲間の者を脅威するといふ考へに出でゝゐるのであつて、彼等の營業法が既に守舊的となつたことを示してゐる。

徳川中期には蚊帳以外の商賣も次第に旺盛となり、地方に於ける出店の數も大いに増加した。名古屋にては享保十七年松前屋岡田小八郎が本町二丁目(現三丁目に當る)に呉服屋を營み、壘表を兼ねて次第に盛業に赴き、^⑩明治初年迄名古屋屈指の大商店として著聞してゐた。彼は同年京都三條烏丸東入梅忠町にも店を持ち、名古屋仕入物を販賣した。中期は知るべくもないが、弘化年間のものと思はれる湖東中郡長者番附には「惣後見、外村與左衛門、松前屋小八郎」とあつて、近江商人の二大富豪に列べられ、蒲生郡側の筆頭となつてゐる。^⑪

仙臺市中にも數人の出店が出来てゐるが、就中寶曆年間大町一丁目に開業した谷口惣兵衛は綿、衣類の卸業を營み、仙臺藩御用達十人衆の中に數へられ市内屈指の富豪であつた。^⑫山形福島地方に徳川初期より活躍した西谷善太郎、同善九郎の兩家は中期に入つて別家西谷權右衛門、同治左衛門等を八幡に増し、四家各々是等の地に出店を持ち、山形に活躍した西川久左衛門を加へて、夫々の別家等も繁延した。^⑬北海道に於ける漁業従事者はこの期を最盛とし、元文二年の兩濱組商人中合には八幡にて十二名連署し、寶曆八年の兩濱家名控には九家が擧げられてゐる。^⑭徳川末期にもなれば西川傳右衛門、

岡田八十次の二家を除いて悉く没落の状態となつたが、元文頃は最も活氣に充ちてゐた様に思はれる。なほこの徳川中期より、日野及びその在の商人が多數關東及び東海道等に出店して醸造に従事し始めたことは著しい現象である。^⑩これは恐らく此頃より清酒が東國地方一般に用ひられた結果と考へられる。今日に於ても關東地方の在所の地酒は大抵は近江人の醸造にかゝるもので、なほ牢固として抜くべからざる勢力を扶植して居り、彼等の商業への精進振りは、土着人の驚異の對象となつてゐるのである。

八

徳川中期に於て充分伸長した八幡商人の商業はこれを全體として見るとき徳川末期に入つて衰頽の傾向を辿つた。これを具體的に徵證すべきものは、商品の運送に用ひられた八幡浦の丸船の消長であらう。八幡浦の船仲間は、大船四十二艘の株であるが、これを實際に營業してゐる船數の推移を見るに、元祿九年三十八艘、元祿十一年四十艘、享保十二年三十艘、享和三年二十一艘、天保九年同數、同十五年十九艘と變遷してゐる。即ち元祿時代を最盛期とし、時代の降るに従つて次第に減數し、徳川末期にあつては最盛期に比して約半數となつて了つた。勿論これは船の石數の總計をも考慮せねばならぬが、平均値に激しい變動はない様に思はれる。船の大きさは最小數十石より大なるもので三百石以下といふ標準である。

もう一つ八幡商人の衰勢の徴すべきものは蚊帳三組仲間の業勢である。蚊帳は八幡の最も主要な産業であつたが、末期には需要の減少によつて、休業が相續く様になつた。生産額の古いところは分らないが、代官に出された文政後の統計によれば、同じ末期の中でも文政天保頃は年産一萬疋を前後する状態であつたのが、嘉永年間は一八千疋臺となり、安政四年は五千疋臺、文久元年は七千疋臺となつてゐる。仲間員の休業及び脱退に於ては餘程具體的に判明してゐる。寛政四年の仲間作法帳には多少の休業者があるかも知れぬが、四十七人共に連署してゐる。尤もこれ迄に仲間員の脱退が屢々あつたが、直ぐ他のものが株を所望してゐる結果、總數に於て變らなかつたのである。ところが、文政七年には實際營業者二十五軒と減じ、文政十二年二十四軒、天保三年二十七軒、同九年二十七軒と維持を續けたが、嘉永元年十八軒と急減、慶應四年も十九軒であつたが、明治十年頃には江戸に店を持つもの數軒のみとなつて終つた。

商業が衰頹するからとて、それは直ちに財力の衰弊を意味しない。何故なれば近江商人には、守成の精神に富めるものも多く、なほそれに加ふるに、金融方面への着眼を忘れなかつたからである。金融による利殖に新しい分野を開いて來たことは徳川末期を特色づけるものであつて、これがために八幡商人はその富力を維持し得た。尤も後述する如く大名貸への進出となつて結局多數の富豪の瓦解する端緒となつたけれども、化政期頃までは未だその様な兆候を示さなかつた。

彼等が、金融資本家として勞せずして生活し得たこと、商業にも資本家的となつて、自ら行商や出店の支配に任じなくなる傾向は、彼等の先祖の堅持してゐた行商的精神を大名的氣分へ轉換せしめるに至り、此處に風流を嗜む風潮が町内に漲つて來た。是れは軟弱な時代精神にも相呼應して遊興を喜ぶものもあれば、書畫骨董の觀賞蒐集を樂しむもの、蹴鞠、和歌、謠曲、茶道等を嗜むものも多く、かゝる會合や遊山等も屢々行はれた。「近江泥棒」の諺を振つて「近江道樂」説が近江人の間に主張されてゐるが、これは幕末時代の斯くの如き氣運の中に生れた言葉ではないかと思はれる。

就中文學を好む傾向は注目し得るものがある。徳川末期より明治時代にかけて富豪は殆んど皆、和歌を詠み、短冊に書くの藝を持つて居り、文筆に親しむものも少くなかつた。先に再三擧げた扇屋伴庄右衛門家の五代の當主資芳號嵩蹊はその中でも最も傑出した。彼は八幡商家の巨擘であると共に、商人に於ける風流の道の選良であつたに過ぎない。従つてその學殖は特に深いといふ譯でもなく、その殘した研究は多く隨筆的であつた。歌文には非常に長じその美文にして餘裕に富めるのも風流の道の代表たるに相應はしいことであつた。彼の昂じた文學熱は遂に彼を京都に住はしめるに至り、大佛のほとり現大谷中學校前に卜居して閑田廬と稱し、優遊を事とし、文筆に親んだのである。彼の同郷の友林泉院六如が嘗て彼に詩を送つて「老來幾部著書成、祇道屏居遂惰情」云々といつたのを己が實録として非常に悦んだ挿話は彼の悠々たる著作生活とその抱懷せる氣分を察するに足るものが

ある。菅蹊の子資規また和歌をよくして歌學等に關する數種の著述があり、富豪原田四郎左衛門號柳外は經史に通じ、詩書をよくして柳外遺稿の刊行がある。

扱て八幡商人の金融業者としての進出は天保七年に紀州家御用所の設置された一事によつても窺ひ得る。⁽⁹⁾名目金の利用の普及に伴つて、町民も圓滿院や紀州家の名によつて貸金するもの漸く多くなり、紀州家名目金は一々京都の屋敷に赴いて其の手續をしてゐたのであるが、挨拶金の收入に眼を付けた同藩では遂に八幡にその御用所を設けるに至つたのである。

化政期に於ける諸藩への融通も可成り明らかなものがある。その多くは藩吏が代官所の紹介を以て惣年寄に來り、町中への融資を依頼せるものであつて、かくの如きことは年に何回となく繰返された。その要請された金額は一回大抵數千兩以内であつて、特に巨大とはいへないけれども、度々の繰返すと、近江全體よりの用金を加へれば相當な額に上るであらう。

大名にとつて融資を最も確實に貫徹する方法は、その土地を領有することであつた。この意味から八幡の領有を望み、これに成功したのが尾張藩である。尾張藩では豫てより藩札の濫發に苦しみ、これが回收の必要を感じてゐたが、その實行容易ならず、町人よりの融通に着目するに至り、八幡領有を希望したのもその爲であつた。天保十一年その目的略貫徹したが、町民はその事情を知つてゐるため、陰かにこれが反對運動を試み、一旦は阻止し得た如くであつたところ、同十三年二月に至つて遂

に尾州領たることに決定、四月に引繼を了せられた。この頭名古屋の學者岡田文園は八幡の調査を命ぜられ、「近江八幡鑑」なる小著を報告したが、それには町民の富裕を述べて、「其家の富裕なること黄地とや云也」といひ、全國的商業を叙して「かゝる故に其利分、ヒサゴのリ子を生ずる如し、其根元を尋るに金にアフミ歟、人にアフミ歟」といひ、宛かも藩の領有と町よりの誅求を謳歌するが如き文章を物した。

かゝる状態であつたから聽て天保十四年には町中富豪に先づ三萬一千兩の御用金が課せられ、それより歳々新たな調達が命せられた。或は單なる御用金のみならず、無盡講の組織も命せられ、弘化二年には一口百兩掛百四十口の寄合調達講が成立した。嘉永二年閏四月には更に大規模の調達講が命せられ、町内のみならず、町人の知己關係を利用して、近在にも渡りをつけしめむとした。八月に入つて結局町内だけで百兩掛百七十口の講が成立したけれども、この頃には早くも御用金の元利の辨濟が遅滞し、かつ講への加入の不利益が痛感されてゐたため、町民の心中穏やかならぬものがあつた。中にもその五月結講の世話方を命せられた西川屋善六(西川吉輔)、菊屋九左衛門の二人はこれにほと／＼愛想を盡かした状態であつた。この兩人が五箇莊の豪商外村與左衛門及び其子市郎兵衛に勸説した結果の報告は近江商人の支配階級の威に屈しない精神を示すものとして興味深いものである。①その一節に曰く、

此度調達講右之者^ハ被仰付候ニ付、私方^ハ懸合仕候處、右與左衛門始メ市郎兵衛返答ニ者、御講之儀者何方様^ハ申被聞候ても、私方家風にて加入之儀御斷申上候。尙御諸家様並ニ御大名様^ハ金銀貸付取組之儀も、是又家之法度にて御斷申上候。右家風にて御斷申上候儀者、先達て尾州名古屋簡徳簡甚兩人^ハ御講之儀願出候勅、則書付を以御斷申入置候趣、御奉行様^ハも奉^ニ御内覽入^ニ候處、外村與左衛門申方存外成ル申様ニ被思召候哉、御立服被遊候趣、承り罷在候。右御講加入不仕儀ニ付、自然右跡者^ハ御府内立入御差留相成候ても、加入仕不申存心ニ罷在候處、又候八幡町^ハ御講加入之儀者難心得、^{○中}略、右兩度迄御講御斷申上候上者、外村與左衛門儀、名古屋御府内^ハ商内御差留之儀は元^ハ覺悟に御座候。右^ニ付此與左衛門立入不申儀相成候ハ、追々江州邊之商人^ハ迄も立入人自然手引少し相成候ハ、尾州名古屋表可^レ及^ニ衰微^ニも哉と存候など申^テ、致方も無御座仕合ニ奉存候^{○中}略、御上様ニも御勘察之段奉願上候。以上。

と。右は結語其他文書の形式よりしてまた関連文書より推して、八幡の尾州大代官所に宛てられたもの、案文である。果してこの通りの文が上げられたかは勿論判らないけれども、外村與左衛門の不動の方針もさることながら、これをそのままに報告せんとした八幡商人の意氣もまた壯である。支配階級に對して平身低頭の狀態であり、またこれを強制されてゐた町人階級からかゝる大膽な報告が出現したのは町人階級の内心に支配階級を侮蔑する心理が懷かれて來たことを證明するものではないか。諸大名の經濟的破綻より來る、權威の喪失はこれに瞭らかであり、聽て幕府を倒壊せしめた機運も、この邊りの雰圍氣に兆してゐると考へられるのである。

この報告者の一人西川屋善六、即ち西川吉輔は、干縹商として有力な一人であつたが、町内に於ける文學愛好の風を受けて、初め大津福源寺の僧教悟なるものについて和漢の學を受け、後に平田篤胤の門人野之口隆正に従つて國學にも志し、弘化四年七月平尾可寛の紹介を以て篤胤歿後の門に入つて、その子鐵胤に學んだ。⁽²⁰⁾曩の伴蒿蹊が文學的であつたのに對して彼の思想的であつたのは、全く平田學の影響を受けたことによるが、平田門下の中でも彼は最も實踐的なるもの、一人であつたのは、先にも述べた様に支配階級の激しい誅求に深く刺戟される所があつたためであらう。即ち、大名代官等が債務者の立場にありながら、なほ支配者の威壓を以て御用金を強制することが直接的動機となつて、それに對する反感から延いて幕府倒壞への運動となつたと考へられる。彼の思想や事績等に就いては深く説明する餘裕を持たないけれども、吾人は幕府崩壞の參畫者としての近江商人の介在を以て決して偶然でないとするものである。

諸大名への貸金が悉く返済不能の状態となつたため、富豪の家計にして破綻を來すもの、續出したのは當然であつた。まして彼等には先祖の堅持した勤儉力行の美風が漸くその影を薄くしたことに於てをやである。八幡商人にして幕末に既に没落を示したものに西川利右衛門、曾我石太郎兵衛、世繼喜八郎等があり、明治初年に倒産したものに井狩四郎左衛門、伴庄右衛門、岡田小八郎、寺村市右衛門、岡田八十次等があり、同じく大整理を行つたものに梅村甚兵衛、伴傳兵衛等が數へられた。是等

は何れも當時に於ける第一流富豪ばかりであつて、それ以下のものは數へるに違がない。

かく考へるとき多數の近江商人が明治時代に入つて我國經濟界の第一線に活躍し得なかつた事情が諒解されよう。つまり彼等は大批皆幕末時代より深い内憂を藏してゐたからである。しかも彼等が自主的にして偏狭なるため、明治維新の社會變革に應じて、その企業組織を改めなかつたことに没落原因があるとする説(菅野博士の持論)は他の一つの理由として認められるであらう。

以上は近江商人の起原に關する問題を論じ、その發展段階に及び、更に八幡商人を中心として發展過程を概觀したものである。個別的な問題に就いてはまだ論述すべき餘地があるが、本論がそれ等を取らなかつたのは、通觀を以て目標としたからである。

註 ①「近江商人事績寫眞帖」上卷一六四、一九〇、一九一、二二五、二二八、下卷、五四、二四二、四六圖等

② 牧野信之助氏「日野商人の發達」(歴史と地理第二十二卷第五號)

③ 同 上

④「武家事紀」續集卷三十(山鹿素行先生全集本中ノ四六六頁)

⑤ 北村多市郎氏「近江蚊帳機業の發達に就いて」三一五頁。

⑥ 長命寺文書「天文十一年結解卷」但し此處に引用せる部分に斷簡のため同年のものと斷じ難い。

⑦ 八幡町西川甚五郎氏所藏蚊帳屋仲間記録

⑧ 蒲生郡櫻川村西谷しづ氏所藏記録、「山形經濟史料」等

近江商人の發生とその發展に就いて(下)

第二十二卷 第二號 三七三

近江商人の發生とその發展に就いて(下)

第二十二卷 第二號 三七四

- ⑨ 八幡町西川吉之助氏所藏記錄
- ⑩ 「松前雜記」中、村尾元良「北海道漁業志要」二二五頁(漁場諸負沿革表)、西川吉之助氏所藏文書等
- ⑪ 西川甚五郎氏所藏蚊帳屋仲間記錄
- ⑫ 八幡町共查「蚊帳緋屋仲間作法帳」
- ⑬ 西川甚五郎氏所藏蚊帳屋仲間記錄、以下同じ
- ⑭ 初代岡田小八郎手記(東京岡田與吉氏藏)
- ⑮ 「近江商人事績寫真帖」上卷一一〇圖
- ⑯ 八幡町谷口兵左衛門氏所藏記錄、伊藤清次郎氏、仙臺昔語電狸翁夜話「六二頁
- ⑰ 拙稿「關東與羽地方八幡商人事蹟調查報告」(八幡町役場記錄)、「山形公論」第五卷第三號、「山形經濟史料」第一集等
- ⑱ 西川吉之助氏所藏記錄(近江商人事績寫真帖上卷八二—三圖)
- ⑲ 先搦牧野氏論文、「日野町志」中ノ四六六頁(出店一覽表)等
- ⑳ 近松文三郎氏「名目金取扱に關し八幡に於ける紀州家御用所」(經濟史研究第十二卷第五號)
- ㉑ 西川吉之助氏所藏文書(近江商人事績寫真帖下卷五八圖)
- ㉒ 西川太治郎氏「西川吉輔」